

農と食のフロンティア推進特区制度のご案内

復興特区制度にもとづき、本市が申請を行った「農と食のフロンティア推進特区」が平成 24 年 3 月 2 日に認定を受けたことに伴い、仙台市東南部地域の復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々が、税制上の特例措置の適用が受けられることになりました。

1. 対象事業

裏面資料に記載する復興産業集積区域内において、区域内の農業振興に寄与する事業で、集積業種に該当する事業を営む法人または個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業
(例：新たな設備投資や被災者等の雇用を維持した場合)

2. 税制上の特例措置

【国税】 (◎：既存及び新設の個人事業者、法人に適用可能、○：新設の法人のみ適用可能)

| | | | | | | | |
|------|----------------------|--|---------|---------|---|---------|---------|
| 選択適用 | ◎ 特別償却 / 税額控除 | 機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。 | | | | | |
| | | 特別償却 | ～26年3月末 | ～28年3月末 | 税額控除 | ～26年3月末 | ～28年3月末 |
| | | 機械装置 | 即時償却 | 50% | 機械装置 | 15% | |
| | | 建物・構築物 | 25% | | 建物・構築物 | 8% | |
| | | (※) 税額控除は所得税又は法人税額の 20% が限度。20% を超えた金額については、4 年間の繰越控除が可能。 | | | | | |
| | ◎ 法人税等特別控除 | 被災雇用者等に対する給与等支給額の 10% を税額控除できます。(指定を受けた日から 5 年間) (※) 税額控除は所得税又は法人税額の 20% が限度。 | | | | | |
| | ○ 新規立地促進税制 | 復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後 5 年間無税になります。 | | | | | |
| | | 新設法人の再投資等準備金積立額の損金算入 (指定後 5 年間、所得金額を限度) | | + | 再投資した場合の即時償却 (再投資等準備金残高を限度) | | |
| | | (※) その他、投資・雇用などの要件あり。10 年経過後は、毎年度、準備金残高の 1/10 を益金に算入。 | | | | | |
| | ◎ 研究開発税制 | 開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。 | | | | | |
| | | 研究用資産について即時償却 | | + | 開発研究用資産の即時償却した減価償却費の 12% を税額控除 (通常 8~10%) | | |
| | | (※) 上記 3 種の選択適用の特例と併せて適用可能。 | | | | | |

【地方税】 下記の地方税の課税免除又は不均一課税を検討中です。

| | | | | |
|-------------------|-------|--------|-------------------|-------|
| <県税> | 法人事業税 | 不動産取得税 | <市税> | 固定資産税 |
|-------------------|-------|--------|-------------------|-------|

(※) 上記国税の特例のうち、特別償却/税額控除、新規立地促進税制もしくは研究開発税制のいずれかの特例に係る指定を受けた場合に限りです。

3. 手続き

税制上の特例措置を受けるには、特例措置に応じた指定申請書および指定事業者事業実施計画書を提出し、仙台市から指定を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に、復興推進事業に係る実施状況報告書を提出し、認定を受けた場合に、特例措置を受けることができます。

4. 相談窓口

仙台市経済局農林部農政企画課

住所：青葉区国分町 3 丁目 6 番 1 号 仙台市役所表小路仮庁舎 (仙台パークビル 9 階)

電話：022-214-8266 FAX：022-214-8338 e-mail：kei008110@city.sendai.jp

区 域（復興産業集積区域）

東部地区及び四郎丸地区の農業振興地域（下図を参照）

集積を目指す業種

○主な業種 農業

○主な関連業種 下記の3つの業種

1 農業関連加工・流通・販売関連産業

地場産の農産物等を加工し、食料品の製造・卸・小売を行うなど、下記の業種であって、区域内で行われる農業や同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業を行う事業者が対象。

09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業（105 たばこ製造業を除く）、16 化学工業、37 通信業（371 固定電気通信業を除く）、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業、58 飲食料品小売業、75 宿泊業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービス業

2 農業関連再生可能エネルギー関連産業

区域内で行われる農業及び同区域から生産される農産物や農業資源を活用した商品やサービスに関わる事業に対し、エネルギーを供給する事業者が対象。

1631 石油化学系基礎製品製造業及び171 石油精製業のうち、藻類から精製するもの、33 電気業（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る。）

3 農業関連試験研究関連産業

農業や食関連の試験研究を行う下記の業種を対象とする。

71 学術・開発研究機関、

74 技術サービス業

※ 今回の特区制度の内容は、税制の特例措置のみの適用です。

また、区域は、市街化調整区域であり、また農地法や農振法に係る土地利用制限などがあること等にご留意ください。

